

地域まちづくり組織メーリングリスト利用規約

1 利用目的

地域まちづくり組織メーリングリスト（以下、ML という）は、都市整備局地域まちづくり課から地域まちづくり組織へのまちづくりに関する情報等の提供を目的とします。

2 MLの形態

都市整備局地域まちづくり課のみが情報を配信する、一方向型のML（通知型ML）とします。

3 参加者の構成

地域まちづくり組織（37 団体）の構成員の一部（50 名程度）

4 ML責任者および管理者の設置

MLの運営全般を統括するため、次のとおりML責任者および管理者（以下、責任者および管理者という）を設置します。

- （1）責任者は地域まちづくり課長をもって充てる。
- （2）責任者はMLの運営及び配信情報の管理等を行い、その責務を負う。
- （3）管理者は責任者によって指名され、運営及び配信情報の管理等の実務を担う。

5 参加・脱退方法

参加者の管理は責任者及び管理者が行うものとし、参加者自らのコマンドメールによる参加・脱退操作は不可能とします。

参加者に変更が生じた場合、リスト管理者が登録を変更するものとします。

6 MLで取り扱う内容

- （1）配信内容
事務連絡及び最新の地域まちづくりに関する情報
- （2）配信日
随時
- （3）文書形式等
投稿はテキスト形式の文書及び添付ファイルとします。なお、投稿のファイルサイズは2MB以下とします。

7 参加者の責務

MLの利用にあたり、参加者は次の項目を遵守することとします。

- （1）目的外の利用はしないこと。
- （2）メールを送受信する場合は、事前にウイルスの感染の有無を確認し、ウイルス感染の被害がないよう十分に配慮すること。
- （3）転送を前提としたメールアドレス（市の組織メールアドレス等）では参加しないこと。
- （4）MLで得た情報を無断で転載しないこと。
- （5）その他、責任者が定めること。

8 利用の制限

次の項目に該当する場合、責任者および管理者は当該参加者に対して参加を停止します。

- (1) 本規約に定める参加者の責務を怠った場合。
- (2) その他、MLの円滑な運営に支障があると認められる場合。

9 代替の連絡手段

MLの利用にあたり、参加者はMLが届かない、または遅れることがあることを承諾し、参加することとします。また、何らかの理由で配信サービスが受けられない場合は、参加者は必要事項等を管理者である地域まちづくり課内の事務局に電話又はメールにて連絡することとします。

10 利用・運用上の注意

参加者は、この利用規約に定める事項のほか、次に挙げる基準類を遵守することとします。

- (1) 横浜市インターネット情報受発信ガイドライン

<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/ict/gl/gl.html>

- (2) 横浜市行政情報ネットワーク運用管理規程

<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/ict/gl/ykan/>